

日 薬 定 例 記 者 会 見 要 旨

日 時：令和8年2月13日（金）16：00～17：00

場 所：日本薬剤師会 第一会議室

出席者：岩月会長、森副会長、原口副会長、上野専務理事

内容・提出資料：

1. 令和8年度診療報酬（調剤報酬）改定に係る答申について

（令和8年2月13日 日薬業発第436号）（抜粋）

岩月会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

本日、中央社会保険医療協議会総会において、令和8年度診療報酬改定について上野厚生労働大臣へ答申がなされた。中医協におけるこれまでの精力的な議論、そして関係者のご理解のもと、医薬品の適正使用ならびに医薬分業のあるべき姿の実現に向け、さらなる取り組みが進むことに大変感謝申し上げる。

令和8年度診療報酬改定は、職員の処遇改善のための取組や物価高騰を踏まえた対応を中心に、2040年頃を見据えた医療提供体制の構築、医療DX等の推進による医療の質の向上、社会保障制度の安定性・持続可能性の確保、経済・財政との調和という基本認識に基づき、検討が進められた。

調剤報酬においては、賃上げ・物価上昇に係る対応としてベースアップ評価料および物価対応料が新たに導入されるほか、かかりつけ薬剤師機能のさらなる推進のため、既存の評価体系の見直しや、患者の服用薬剤の一元的・継続的把握・管理に基づく薬学的有害事象等の防止、残薬対策、ポリファーマシー対策等の評価、さらには、薬剤師による在宅医療提供体制を整備・強化する観点から、在宅薬学総合体制加算の評価の充実などが図られる。

また、保険薬局の医薬品の安定供給に資する体制を評価する観点から、後発医薬品の調剤体制に係る加算を廃止するとともに、地域支援体制との一体的な評価の形となるよう見直しが行われる。今回の改定を受けて薬剤師・薬局においては、「患者のための薬局ビジョン」で示された姿の実現に向け、かかりつけ機能をより一層強化し、国民が質の高い薬剤師サービスを実感できるようにするとともに、地域の医薬品提供体制及び在宅医療提供体制の確保のための取組を早急かつ積極的に進めることが求められる。一方、今回の調剤報酬改定では、都市部における薬局過密地域の状況を踏まえた、調剤基本料の見直しが行われる。新規開業の抑制策であるが、一方で過疎地域の薬局維持をどのように考えるかについて等、今後はこれらの影響も確認しつつ丁寧に検証を進めていく必要があると考えている。

地域医療において安定かつ確実な医薬品提供機能を担う保険薬局においては、従業員の処遇改善・物価高騰対応など大変厳しい状況が続くが、本会としては、国民皆保険の一翼を担う立場として地域住民・患者のため地域医療を支える薬剤師・薬局を支援していくとともに、その責務を果たすべく、医療・介護関係者との連携・協力のもと、医薬分業制度のあるべき姿の実現に向けて尽力していく所存である。

2-1. 指定濫用防止医薬品販売等手順書モデルの作成について

（令和8年1月30日 日薬業発第409号）

2-2. 調剤された薬剤及び医薬品の情報提供、指定濫用防止医薬品販売等のための業務に関する指針（モデル）の作成について（令和8年2月12日 日薬業発第433号）

上野専務理事より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

若年者を中心に風邪薬等の一般用医薬品の濫用が拡大している状況を受け、本年5月1日からの改正薬機法の施行により、指定濫用防止医薬品を販売し、又は授与する場合は、指定濫用防止医薬品販売等手順書を作成し、適正な方法により販売又は授与に係る業務を行わなければならないこととされている。また、法令に定められた事項に加え、薬剤師の職能に鑑み、使用者に寄り添った医薬品の適正使用の確保に努めなければならない。

そこで本会は、従来の「〇〇薬局における調剤された薬剤及び医薬品の情報提供等に関する業務手順書（モデル）」の改訂版として、「〇〇薬局における調剤された薬剤及び医薬品の情報提供、指定濫用防止医薬品販売等に関する業務手順書（モデル）」を作成し、都道府県薬剤師会を通じて会員に周知した。

また併せて、従来の「〇〇薬局における調剤された薬剤及び医薬品の情報提供等のための業務に関する指針（モデル）」についても、「〇〇薬局における調剤された薬剤及び医薬品の情報提供、指定濫用防止医薬品販売等のための業務に関する指針（モデル）」として改訂し、会員に周知したところである。

3. 薬剤師会組織のあり方等に関する特別委員会報告書について

(令和8年2月3日 日薬発第253号)

上野専務理事より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

会員数の減少や時代の変化に対応し、今後の組織強化と増強を目指すため、本年度、本会に設置した「薬剤師会組織のあり方等に関する特別委員会」は、昨年9月に都道府県薬剤師会の協力を得て実施した「薬剤師会組織等に関する調査」を踏まえ、報告書を取りまとめた。報告書は、①薬剤師会組織のあり方（三層構造を含む）、②会費のあり方（入会金を含む）、③会員管理のあり方、④会費の徴収方法のあり方、⑤運営費負担金のあり方等で構成されている。都道府県薬剤師会に報告するとともに、引き続き組織強化及び入会促進等に尽力いただきたい旨、依頼したところである。報告書の公表を受け、本会ならびに都道府県薬剤師会それぞれが、組織強化に向けて優先順位をつけながら実行に移していくこととなる。

4. 「日薬アプリ」の開発等について（告知）（令和8年2月10日 日薬総発第24号）

原口副会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

近年のデジタル社会の進展に鑑み、「日薬雑誌アプリ」の運用に続き、デジタル化推進の一環として、「日薬アプリ」の運用を令和8年4月より開始する予定である。

「日薬アプリ」の基本機能としては、①デジタル会員証の表示、②お知らせ機能、日薬ニュースおよび日薬メールナビ配信のプッシュ通知機能、③バッジ表示機能（通知の可視化）であり、現在、鋭意開発を進めているところである。また、4月に基本機能を装備しリリース後も新たな機能を追加する予定である。組織強化対策の一環として、本会会員、学生会員への情報伝達に有効に活用していく。

開発の進捗等については引き続き都道府県薬剤師会に情報提供するとともに、会員に向けては、日本薬剤師会雑誌、日薬ホームページ、日薬ニュース等で案内を進める予定である。

主な質疑応答は以下のとおり。

記者：今回の改定における各項目の評価についてはいかがか。

森副会長：難しく厳しい改定であったが、関係者に支えられ、本日答申を迎えることができたことに、まずは感謝申し上げる。薬局の経営が安定して初めて医薬品提供体制の維持が可能となる。どのように薬局の経営を維持し、賃上げにも対応するか。また、「患者のための薬局ビジ

ョン」の実現を踏まえ、更なるかかりつけ機能や面分業の推進をいかに行っていくか、2040年に向けて安定した医薬品提供体制の維持にいかに対応していくかが非常に大きな課題であった。これらの方向性が反映された評価となった。

記者：従来の後発医薬品調剤体制加算が、安定供給を評価する形で地域支援・医薬品供給対応体制加算に組み替えられた。現場に与える影響はいかがか。

森副会長：後発医薬品調剤体制加算を廃止するという議論もあり心配したが、安定供給に資する組み替えになったと受け止めている。現場への影響に鑑み、1年の経過措置を取って設けることで一定の配慮がなされた。今後、検証していく必要はある。

記者：都市部に集中する開局の抑制策として、調剤基本料に門前薬局等の立地依存への減算が導入されたことについて受け止めはいかがか。

森副会長：都市部での小規模乱立という指摘があり、是正するための対応を求められ、何が正解かは難しいが、どこかで線を引くことになった。中医協の調査で政令指定都市と東京23区で薬局が増加しているという結果が出ていたため、線が引かれたものと理解している。

記者：門前薬局等立地減算のマイナス15点は大きいか。日薬としては賛成か。

森副会長：薬局経営が厳しい中で、薬局にとって確かに大きな点数である。賛成、反対ではなく、地域差がある中でどのように医薬品提供体制を考えていくのが重要で、今後の影響をしっかりと見ていく必要がある。

岩月会長：人口減少社会を迎えるにあたり、医療提供施設の少ない地域をどのようにカバーしていくかを考えるきっかけを生んだ。線を引いた結果は、今後2年間、しっかりと見ていく必要がある。

次回の定例記者会見は、令和8年2月25日（水）16：00～を予定。